

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

猪又建設株式会社 新潟県糸魚川市大町1-6-6

2 指名停止期間

令和3年6月7日 ～ 令和3年8月6日 (2ヵ月間)

3 指名停止の理由

猪又建設(株)の営業部長及び営業係長が、新潟県糸魚川市発注の新駅公衆トイレ整備工事の入札に関し、糸魚川市職員から事前に予定価格の教授を受け、それらの情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年5月19日、公契約関係競売等妨害容疑で新潟県警に逮捕された。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|---------------|
| (公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(次号及び第12号に掲げる場合を除く。) | 逮捕又は公訴を知った日から |
| イ 当該部局の管轄する区域内の他の公共機関の職員 | 2ヵ月以上 12ヵ月以内 |
| ロ 略 | |

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149

担当：経理課契約適正化専門官